

函 教 学

令和7年(2025年)5月16日

総務常任委員会委員 各位

教育委員会学校教育部長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり、配付いたします。

記

1 春季休業期間の変更について

(学校教育課 TEL 21-3554)

## 春季休業期間の変更について

市立学校における春季休業日について、暦の影響を受けることなく新年度準備に向けた稼働日数を確保するため、下記のとおり変更する。

### 記

#### 1 変更の内容

##### 【春季休業日】

現 行 3月25日から4月5日まで

改正後 3月25日から4月7日まで

校 種 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校

※この変更は、令和8年の春季休業から適用となる。

#### 2 変更の趣旨

幼稚園や各学校における新年度の入学式など教育活動の準備業務は、新たに着任した教職員も含めた新体制で推進する業務が多数あり、従来4月1日から5日までの期間で行ってきたが、暦によりその期間に休日が含まれると、稼働日数が短くなる状況であった。

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、一人一人の子どもが安全・安心に学ぶことができる教育環境を整え、1年間の教育活動の土台作りに必要な準備を着実に行うことができるよう、暦の影響を受けることなく稼働日数を毎年度5日間確保するため、春季休業日の期間を2日間延長する。

#### 3 その他

今後、学校を通じて保護者へお知らせするとともに、市のホームページや報道にて周知する。